

○中国地方整備局告示第百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年十二月二十六日

中国地方整備局長 水谷 誠

第1 起業者の名称 鳥取県

第2 事業の種類 一般国道 178 号改築工事（岩美道路・鳥取県岩美郡岩美町大字陸上字五輪谷地内から同町大字牧谷字徳沢地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 鳥取県岩美郡岩美町大字陸上字五輪谷、字朽木谷奥、字朽木谷、字堤谷、字滝谷、字湯谷及び字笹原並びに大字牧谷字日野宮、字川原、字鼠谷口、字鳥井元、字日野谷大口、字下竹頬、字竹頬及び字徳沢地内

2 使用の部分 鳥取県岩美郡岩美町大字陸上字五輪谷、字朽木谷奥、字朽木谷、字堤谷、字滝谷、字湯谷及び字笹原、大字小羽尾字笹原及び字浅谷笹原口並びに大字牧谷字笹原、字笹原口、字日野宮、字川原、字鼠谷口、字河原田、字鳥井元、字日野谷大口、字田井大口、字下竹頬、字竹頬及び字徳沢地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県岩美郡岩美町大字陸上字五輪谷地内の東浜インターチェンジから同町大字浦富字布田地内の岩美インターチェンジまでの延長約 5.4km の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道 178 号改築工事（岩美道路）及びこれに伴う附帯工事並びに町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道 178 号改築工事（岩美道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第 4 号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第 3 条第 35 号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

一般国道 178 号（以下「本路線」という。）の改築は、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号）附則第 3 項の規定に基づく一般国道の改築工事であり、本件区間は、道路法第 13 条第 1 項の政令で指定する区間内ではないこと及び鳥取県内に存することから、起業者である鳥取県は道路管理者である。また、本件区間の改築について起業者は道路法第 74 条の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、京都府舞鶴市を起点とし、宮津市、兵庫県豊岡市等を経て鳥取県岩美郡岩美町に至る延長約 189.4km の主要幹線道路であり、一般国道 9 号と一体となって鳥取県東部に位置する鳥取市と兵庫県北部を連絡し、日常生活、物流、広域観光において重要な役割を果たしている。

鳥取県内における本路線は、岩美町と鳥取市とを東西に結び、地域住民の通勤、買物等の日常生活を支える重要な生活道路であるとともに、本路線の周辺地域には日本を代表する海岸砂丘である鳥取砂丘や岩美町の代表的な観光地である浦富海岸をはじめとして魅力ある観光資源が豊富にあることから、観光地へのアクセス道路としての役割も担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める車道幅員を満たさない区間や最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在すること等により、交通事故が発生している状況にある。また、道路冠水等による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通事故が減少するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成 20 年 3 月に同法等に準じて任意で騒音、振動及び低周波音について環境影響調査を実施し、その後、計画交通量の見直し及び新たに得られた知見を踏まえ、平成 30 年 2 月及び 5 月に環境への影響について照査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると予測されている。

また、同調査によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ及びギフチョウ、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ及びミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ及びタジマタムラソウ、準絶滅危惧として掲載されているミスミソウ及びカキツバタ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、サシバについては、営巣地の一部が事業実施区域に含まれるが、トンネルにより通過するため影響は小さいと予測され、専門家の指導助言に基づき、施工時期、施工方法を検討し、ギフチョウについては、生息環境の一部を改変することから、食草の移植を実施することとしている。

本件区間内では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、岩美町教育委員会との協議により3箇所 の遺構の所在が確認され発掘調査が完了しており、既に記録保存の措置が講じられている。

なお、本件事業の実施にあたり遺構等が確認された場合は、岩美町教育委員会と調整を図り、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通事故の減少や通行止めを解消し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令で定める第1種第3級の規格に基づき、2車線の自動車専用道路をバイパス方式により建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成22年2月23日に都市計画決定され、平成27年9月1日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う関連事業及び附帯工事についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は車道幅員を満たさない区間等があり、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる山陰近畿自動車道整備推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県岩美郡岩美町役場